

## 子育てサポートキャラバン 「くるくる」が巡回中です

| 日       | 所          |
|---------|------------|
| 8月1日(金) | 浅羽南公民館     |
| 4日(月)   | 方丈ふれあい会館   |
| 5日(火)   | 笠原公民館      |
| 6日(水)   | 三川公民館      |
| 7日(木)   | 宇刈いきいきセンター |
| 8日(金)   | 浅羽東公民館     |

◇8月11日(月)～15日(金)は休み。

時 午前10時～午後4時

対象 0歳～就学前のお子さんとその保護者

費用 無料

◇申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

◇上記以外の日程は、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)をご覧ください。

☎ 明和第二保育園 ☎ 43-8488

すこやか子ども課保育係

☎ 44-3120



## 8月9日(土) 自主運行バス運休の お知らせ

◇8月9日(土)は、「ふくろい遠州の花火」が行われ、交通渋滞が予想されます。フーちゃん号とメローバスをダイヤどおり運行することが困難となりますので、終日運休します。

◇ご利用の皆さんには、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

運休日 8月9日(土)終日

☎ 地域振興課交通防犯係

☎ 44-3125

## 骨密度検診を行います

◇骨粗しょう症の予防のため、骨密度検診を実施します。検診は30分程度です。是非、この機会に検診を受け、健康づくりに役立ててください。

日 9月3日(水)・4日(木)・5日(金)・17日(水)・18日(木)・19日(金)・24日(水)・25日(木)・26日(金)、10月1日(水)・2日(木)・3日(金)・8日(水)・9日(木)・10日(金)・15日(水)・16日(木)・17日(金)・22日(水)・23日(木)・24日(金)・29日(水)・30日(木)・31日(金) 全24日

受付時間 ①午後1時50分②午後2時20分③午後2時50分④午後3時20分

所 市民病院

対象 市内在住で指定された年齢(40・45・50・55・60・65・70歳)の方(平成21年3月31日現在)

※指定年齢以外の方でも、市の骨密度検診を一度も受診していない40～79歳の方は、受診できます。詳しくはお問い合わせください。

検査内容 ▽指定年齢の40～49歳の方…腰椎骨密度検査(測定台におおむけになり、数分間寝ているだけのX線検査)

▽指定年齢の50歳以上の方…腰椎骨密度検査、腰椎レントゲン検査(腰椎の骨の状態を見るX線検査)

定員 各日12人(先着順)

料金 1,300円

<市民税非課税世帯の方・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は無料です>

市民税非課税世帯の方…検診の1週間前までに、電話で住所、氏名、生年月日、電話番号をお申し込みください。「無料券」を郵送します。

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方…検診当日、「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちください。

持ち物 あらかじめ郵送した受診票、後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方)、無料券(お持ちの方)

申込受付 8月1日(金)午前8時30分～

申込方法 電話で住所、氏名、生年月日、電話番号、希望の受診日、受付時間をお申し込みください。



### <結果説明会>

日 9月24日(水)(9月3日(水)～19日(金)に受診した方)  
10月22日(水)(9月24日(水)～10月10日(金)に受診した方)  
11月12日(水)(10月15日(水)～10月31日(金)に受診した方)

時 午後1時30分～4時(受付午後1時～)

所 袋井保健センター

内容 検査結果の説明、医師の講話「骨粗しょう症について」、「骨を丈夫にする食事」など

☎☎ 健康づくり政策課健康指導1係 ☎ 42-7275

## 指定管理者制度<sup>(※)</sup>の募集要項を配布します

◇平成21年4月から指定管理者制度により管理運営を行う施設の募集要項を配布します。

**配布方法** 各担当課や各施設の窓口、市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）からダウンロードできます。

**募集要項の配布期間** 8月1日(金)～9月10日(水)

**申請書類提出期限** 9月10日(水)

**提出先** 各担当課

**対象となる施設**

|   | 施設名  | 選定方法 | 期間 | 問い合わせ・担当課                  | 施設名                                    | 選定方法                     | 期間 | 問い合わせ・担当課   |          |                          |
|---|--|------|----|----------------------------|--|--------------------------|----|---|----------|--------------------------|
| 1 | 月見の里学遊館<br>(水玉プール含む)                                       | 公募   | 3年 | 月見の里学遊館 ☎49-3400           | 袋井B&G海洋センター<br>浅羽B&G海洋センター<br>袋井体育センター | 公募                       | 3年 | スポーツ推進課スポーツ振興係<br>☎44-3129                          |          |                          |
|   | 月見の里公園   |      |    | 維持管理課公園緑地係 ☎44-3165        |  |                          |    |   |          |                          |
| 2 | 愛野公園野球場<br>愛野公園テニスコート<br>愛野公園弓道場<br>愛野公園相撲場<br>袋井市民体育館     | 公募   | 5年 | スポーツ推進課スポーツ振興係<br>☎44-3129 | 笠原老人福祉センター<br>老人福祉センター白雲荘<br>笠原児童館     | 非公募                      | 5年 | いきいき長寿課長寿福祉係<br>☎44-3121<br>すこやか子ども課子育て支援係 ☎44-3184 |          |                          |
|   | 愛野公園<br>堀越公園<br>堀越公園多目的広場<br>浅羽体育センター<br>浅羽球技場<br>浅羽テニスコート |      |    | 維持管理課公園緑地係<br>☎44-3165     | 5 養護老人ホーム可睡寮<br>6 袋井市シルバークラブ           |                          |    | 非公募<br>非公募  | 5年<br>5年 | いきいき長寿課長寿福祉係<br>☎44-3121 |
|   | 7 あゆみの家  |      |    | 非公募                        | 3年                                     |                          |    | しあわせ推進課障害者福祉係<br>☎44-3114                           |          |                          |
|   | 8 宇刈いきいきセンター   |      |    | 非公募                        | 5年                                     | 地域振興課地域活動支援係<br>☎44-3107 |    |   |          |                          |
|   | 9 田原農村総合管理センター   |      |    | 非公募                        | 5年                                     | 農政課農政企画係 ☎44-3133        |    |   |          |                          |

(※)指定管理者制度…公の施設の管理運営を民間事業者や団体に委ねることができる制度です。この制度の活用により、市民サービスの向上と行政コストの縮減、地域の活性化が期待されます。

### 調整池は適切に管理しましょう

◇調整池は、大雨の際に洪水を防ぐ機能があります。

◇1,000㎡以上の土地利用事業の承認や開発行為の許可を受けて調整池を設置している事業所の管理者は、適切な管理をお願いします。

#### <調整池管理のポイント>

- 1 排水口周辺のごみは定期的に取り除いて、排水が阻害されないようにしましょう。
- 2 事故を防止するため、出入り口にはかぎを掛けましょう。
- 3 フェンスなどが破損している場合は、すぐに直しましょう。

☎ 都市計画課開発指導係

☎44-3157

## 住宅用火災警報器を設置しましょう

◇火災から命を守るために「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

#### <住宅用火災警報器>

・新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務付けられています。

・既存住宅は平成21年5月31日(日) 天井・壁取り付け式までに設置してください。

・配線のいらないものなら、ホームセンターや電気店などで販売しています。基準に合格したものには、日本消防検定協会のNSマークが

▽設置が義務付けられているところ…寝室、階段

▽設置をおすすめするところ…台所

◇悪質な訪問販売にご注意ください。消防署職員が、訪問販売することはありません。

☎ 袋井消防本部予防係 ☎44-5114



壁取り付け式

